
令和7年度 旭川市立神楽小学校 いじめ防止基本方針

は じ め に

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、これまでも、「いじめは絶対に許されない行為である」という全教職員の共通理解のもと、いじめを受けている子がいた場合には最後まで守り抜くこと、いじめをしている子がいた場合には、行為を許さない毅然とした態度で指導することの徹底を図り、いじめ根絶に向けて防止と対処に努めてきている。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切だと考える。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努める。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識する。

その上で、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、いじめを次のように定義している。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意する。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。

○法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める必要がある。いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。

○インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。

○児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を学校いじめ防止対策委員会で情報共有して対応する。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ児童」「震災等により被災した児童」等学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 通信機器やSNS等で、誹謗中傷や不快なことをされる。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに注意する必要がある。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、児童間の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みや失敗を嘲笑したり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や少年団等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

○この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。

○学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを受けた児童及びいじめを起こった児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講じるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されている。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応する。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び今年度の目標（指標）

本校では、全ての児童間におけるどんなに些細な諍い、誹謗・中傷、粗暴な言動なども、「いじめ」に発展する可能性があるものと積極的にとらえ、決して軽視しないこと、閉鎖的に対処しないことを全職員で確認している。この組織的な認識は、これからも確実に継承し、堅持していく。

また、未然防止の指導として、道徳科、特別活動、各教科、生徒指導において、くまなく行うことが重要である。人権教育やインクルーシブ教育の理念に基づく学校経営を基盤とし、一人一人の児童の心に染みる未然防止の指導を継続的に取り組んでいく。

今年度の目標としては、いじめに関するアンケート調査において「いやな思いをした」という割合を0%に近づけていく。教師一人一人が児童理解に努めて児童に頼られる存在になることで、「悩み事をだれに相談するか」の回答において「先生」の回答率を引き上げること。「相談しない」という割合が0%にすること。また、認知件数を適正な根拠や規準に基づいて把握し、状況が深刻化することを前提とした迅速な対応によっていじめを起因とする児童の学校生活や心身の健康に影響を及ぼすような事態の皆無を継続する。

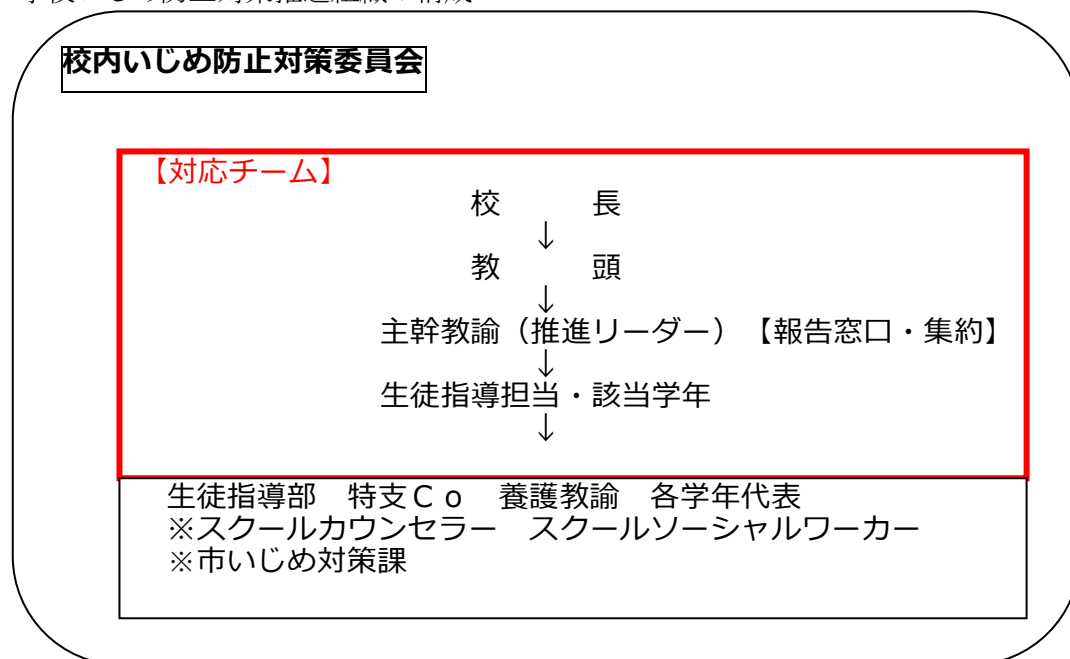
2 児童が主体となった取組の推進

いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。

- 児童会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、いじめ防止基本方針（児童版）を策定する。
- 生活・学習 Act サミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有する。
- いじめ・非行防止強調月間におけるいじめ防止集会、メッセージコンクール等の開催など、児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。
- 児童会を中心に挨拶運動を行い誰もが気軽に話しかけられる雰囲気づくりを行う。

3 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 学校いじめ防止対策推進組織の構成



- ・ いじめ防止対策委員会は、月 1 回の定例会議および報告があった際に随時開催する。
- ・ 即時的・機動的に対応するため、対策組織内に「対応チーム」を設置する。
- ・ 個々の教職員は、些細な変化の兆しや児童及び保護者から相談があった内容を「報告窓口」に報告する。「集約担当」は、報告窓口への報告を集約する。

(2) 学校いじめ防止対策委員会の役割

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・ いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割
- ・ 学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する役割

4 いじめ防止の取組

学校は、児童がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努める。また、児童に対して傍観者とならず、「学校いじめ防止対策委員会」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

具体的には、いじめの防止のため、次の取組を進める。

ア いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修において周知し、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- 教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し、教職員全員の共通理解を図る。
- 全校集会や学級活動において校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- いじめの未然防止に向けた授業（思いやりの心を育む道徳科の授業の全学年実施／「生命の安全教育」（1・3・5年）「SNSの適切な利用」（2～6年）を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成を支援し、「学校いじめ防止対策委員会」の存在や活動について、児童が容易に理解できる取組を進める。
- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、児童への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組む。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育む取組を進める。
- 児童の発達段階や実態に応じた人権教育学習の実施など、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
- 児童の発達段階に応じて、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるか判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童の発達段階に応じ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組む。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- 児童が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、児童の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- 学校として「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- 「多様な背景を持つ児童」については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- 配慮を必要とする児童の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

エ 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努める。
- 児童の個性の発見、よさや可能性の伸張及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを行う。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

保護者の役割

保護者は、その保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、たとえ、些細な兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視することなく、積極的に幅広く認知する。

また、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。具体的には、いじめの早期発見のため、次の取組を進める。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なストレスチェックや年3回のアンケート調査、チェックシートの活用、学校ネットパトロールの計画的な実施、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- アンケート調査実施後に、関係児童に対する個人面談を必ず実施する。個人面談を実施することにより、関係児童がアンケートへ回答したこと等が他の児童に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所には細心の注意を払う。
- いじめの相談・通報を受け付ける校内の窓口のほか、保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について、ホームページ、学校だより等により周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。
- 保護者用のチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援する。
- いじめ防止対策推進委員会の定例会議を月1回以上開き、各学年の様子を交流・把握することによっていじめの早期発見に努める。

6 いじめへの迅速かつ適切な対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教職員が問題を抱え込まず、直ちに学校いじめ防止対策委員会において情報を共有し、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後は当該委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- いじめを受けたとされる児童が関係児童への事実確認を望まない場合や、関係児童から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる児童の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係児童の見守り等を行う。
- いじめと認知した場合は、いじめを受けた児童及び保護者の意向、当該児童の心身の苦痛

の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ防止対策委員会」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行う。

○いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。

○インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

○いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。

○児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

イ いじめを受けた児童及びその保護者への支援

○いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行う。その際、自尊感情を高めるよう留意する。

○家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝える。

○いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。

○いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。

○いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った児童や保護者の理解の下でいじめを行った児童を別室において指導するなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

○いじめを受けた児童の保護者に対して、当該児童が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、当該児童の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供する。

保護者の役割

○ 保護者は、その保護する児童がいじめを受けいている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。

○ 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返さないよう、児童を見守り支えることが大切です。

7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行うことを説明する。

具体的には、いじめの解消に向け、次の取組を進める。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該児童の保護者に対し、関係児童の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供する。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。
- いじめ防止対策委員会におけるいじめの解消の判断は2要件を踏まえて行う。

8 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処する。

- 重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態（不登校重大事態）の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。
- 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- 児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
- いじめを受けた児童や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った児童に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行う。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存のいじめ防止対策推進委員会に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を明確にするための調査を行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因になったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることである。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、**推進リーダー**がいじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、適時、適切な方法で情報を提供する。

9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施する。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、いじめ防止対策推進委員会に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるための情報モラル教育の充実と啓発に努める。

- 日常的、計画的に情報モラル教育（「SNSの適切な利用」（2～6年））を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

11 学校の取組の周知

自校のいじめの防止等の取組について、保護者や地域等に啓発する。

- 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへ掲載や学校便り等で配付したりするなどして、児童、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- 学校いじめ防止基本方針の内容については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童、保護者、関係機関等に説明する。

12 学校いじめ防止基本方針の見直し

教育委員会が定める学校いじめ防止基本方針（策定の指針）の改定や自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図る。

- 学校いじめ防止対策推進委員会を中心に、PDCAサイクルにより、計画的に点検・見直しを図る。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

【策 定】

令和7年4月1日

旭川市立神楽小学校 いじめ防止対策推進委員会